

新型コロナウイルス感染症に関する記者会見（R2. 5. 7）

お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症に関連する恵庭市の新たな対応や変更点について発表させていただきます。

まず初めに、「恵庭市の追加支援策について」ですが、

本市では、4月24日に開催した臨時議会において、新型コロナウイルス対策事業の補正予算を編成し、対応策を展開して参りました。しかし、日々変化する状況に応じた、きめ細かな支援が更に必要と考え、第2回臨時議会において、追加の対策事業に係る補正予算を提案いたします。



全部で6項目ございますが、1項目は、「**証明書郵便請求奨励事業**」です。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、住民票などの証明書の発行において、市庁舎・支所・出張所の窓口や待合所で、いわゆる「3密」の状況を作らないように、郵送による交付申請を奨励するものです。

具体的には、証明書の発行を郵便請求にて申請する個人に対し、発行手数料や郵送料を免除する取り組みであり、対象件数は1,600件程度と想定し、事業費は181万円であります。

2項目は、「**特別定額給付金事業**」です。

これは、国の経済支援事業として、国民一人あたり10万円を一律に給付するものであります。

通信運搬費などの事務費を合わせまして、70億4,640万2千円を補正するもので、財源は全額国庫補助金となっております。

3項目は、「**生活支援臨時給付事業**」です。

小中学校の臨時休業や企業活動の停滞の影響が継続していることから、ひとり親家庭を経済的に支援するため、2回目の給付事業を実施いたします。

児童扶養手当を受給する世帯を対象に、児童1人に1万円を、同世帯の2人目以降

は1人につき5千円を支給するものであります。対象人数は、949人（623世帯）を想定し、通信運搬費等などの事務費を合わせまして、809万3千円を補正するものであります。

4項目は、「**臨時特別給付事業**」です。

国の子育て世帯を支援する取り組みとして、児童手当受給世帯に、児童1人当たり1万円を給付するものであります。

対象人数は9,280名を想定し、通信運搬費等などの事務費を合わせまして、9,768万9千円を補正するものであります。財源は全額国庫補助金となっております。

5項目は、「**地域経済活性化事業**」です。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への経済対策第2弾として、テイクアウト・デリバリー情報などの「情報発信支援」や、「商店街活力再生事業」の上乗せ、行政書士等の「相談会や申請支援」の拡大、及び小規模事業者を支援するための2回目の給付事業を実施いたします。

「小規模事業者支援事業」では、従業員9名以下の事業者を対象として、新型コロナウイルスの影響により前年同期の売上が20%以上減少した場合に、最大30万円を上限として、前年の事業収入の額に応じて支給いたします。

これらの総事業費2億2千万円を補正するものであります。

最後の6項目は、「**就学支援臨時給付事業**」です。

小中学校の臨時休業や、企業活動の停滞の影響が継続していることから、就学援助対象家庭を経済的に支援するために給付事業を実施いたします。

生活保護世帯を除く就学援助認定者を対象に、児童生徒1人につき1万円を支給するものであり、対象人数は1,150人を想定し、通信運搬費等などの事務費を合わせまして、1,177万1千円を補正するものであります。

以上により、補正予算全体の金額といたしましては 73億8,576万5千円の増額、また、財源といたしましては、国庫補助金71億4,409万1千円、一般財源として2億4,167万4千円となっております。

なお、4月30日に可決した国の補正予算において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が示されたところでありますので、4月1日以降に実施した事業や、今後実施する事業の一般財源に交付金を充当することも検討しているところであります。

次に、「**市内公共施設の休館等について**」ですが、

市内公共施設については、当初、4月17日から5月6日までを休館等とし、さらに10日までの延長をすでに決定しておりましたが、今回の国における「緊急事態宣言」の延長表明を受け、5月15日（金）まで再延長することを決定いたしました。

対象の施設は、屋内体育施設、屋外体育施設、文化施設、公園等、これまで休館・閉鎖していたすべての公共施設です。個々の詳細は、市のホームページ等でご確認いただきたいと存じます。

【教育長より説明】

「恵庭市内の小中学校の休校について」ですが、

市内小中学校については、今年度当初、4月17日午後から5月6日までを臨時休業とし、さらに10日までの延長をすでに決定しておりましたが、今回の国における「緊急事態宣言」の延長表明を受け、5月31日（日）まで再延長することを決定いたしました。

保護者には、すでに学校を通じ連絡を行っております。

なお、今後の「分散登校」については、公共施設の休館等の期間である5月15日まででは行わず、18日以降、段階的に実施する方向で検討して参ります。

また、当初の休校時にも発出しておりますが、「学校へのお願い」として、

- ・休業中の学習や生活、健康管理について課題を用意するなど、具体的な指導を行うこと。
- ・併せて保護者あての連絡文書を持たせること。特に、新型コロナウイルス感染防止については、これまでの通知等を踏まえて丁寧に指導すること。
- ・休業中の児童生徒の学習や健康等の状況について、1回程度の分散登校などにより把握や指導・助言を行うこと

を本日開催の臨時校長会にて、教育長より依頼したところです。